

八戸市学校給食条例の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

西地区給食センターの移転建替えに伴い、同センターの位置を変更するとともに、学校給食実施対象校の再編をするためのものである。

2 改正内容

(1) 西地区給食センターの所在地を「八戸市北インター工業団地二丁目2番1号」とする。

【第2条の表】

(2) 旧西地区給食センターの対象校を新センターへ移行させるほか、既存センターとの間で、対象校の一部を組み替える。【第3条別表】

区分	29年4月からの対象校
北地区	【小学校】吹上 中居林 柏崎 小中野 江陽 湊 青潮 【中学校】第一 第三 小中野 江陽 湊
東地区	【小学校】白銀 白鷗 白銀南 町畑 美保野 鮫 種差 大久喜 金浜 新井田 旭ヶ丘 【中学校】白銀 白銀南 鮫 南浜 大館 東
西地区	【小学校】八戸 城下 長者 函南 根城 白山台 西白山台 江南 田面木 下長 城北 高館 根岸 日計ヶ丘 是川 三条 西園 明治 桔梗野 轟木 多賀 多賀台 豊崎 南郷 島守 【中学校】第二 長者 根城 白山台 下長 北稜 是川 三条 明治 市川 豊崎 中沢 島守

3 施行期日

平成29年4月1日